

項目		頁	主な改訂ポイント
第1章 災害時の透析医療確保に向けた対策	I 平常時の体制	P.6～P.7	東京都透析医会発足に伴う記載修正及びネットワーク図（図1）の修正
	II 都内で災害が発生した時の対応	P.8～P.9	災害時の情報収集体制について、東京都透析医会を中心とした連絡体制に整理し、副ブロック長（幹事医療機関）、ブロック長、区部ネットワーク及び三多摩ネットワーク及び東京都透析医会の位置づけや役割について追記。併せて、東京都災害対策本部、区市町村の役割についても整理。
		P.9	東京都透析医会発足に伴い、図2「災害時の透析医療情報連絡系統図」の修正
		P.10～11	「4 透析患者の受入調整」について、東京都透析医会を中心とした連絡体制に修正するとともに、「図3 透析患者の支援要請及び受入調整の流れ」を追加
		P.12	透析医療機関の連絡体制について整理するため、表1「各ブロック長及び副ブロック長（幹事医療機関）リスト」を作成
		P.13	コラム「MCA無線とは」追記
		P.14	「5 避難所における対応」について、透析患者の情報把握や支援等、区市町村の対応方法を明記。医療救護を必要とする場合の対応方法についても追記。
		P.14	「6 透析用水」について、応急給水の支援要請の流れを整理するとともに、「図4 透析用水の要請の流れ」を追加
		P.15	「7 島しょ部における対応」を追記
		P.15～16	【参考】Tokyo DEIMASについて追記
		III 都外へ支援要請する場合の対応	P.17
	P.18		図7「都外への支援要請をする場合の流れ」を東京都透析医会発足に伴う記載に修正
	P.19		コラム「JHATとは」を追記
	IV 都外から透析患者の受入要請があった場合の対応	P.20～21	全体を東京都透析医会発足に伴う記載に修正
		P.21	図8「都外からの透析患者の受入要請等の流れ」を修正
参考様式1	P.23	「災害時情報送信票」中、「CAPD」を「PD」に修正	

項目		頁	主な改訂ポイント
第2章 透析医療機関の災害対策マニュアル	I 平常時からの準備等	P.29	緊急時の連絡方法として、Tokyo DIEMAS、MCA無線を追記
		P.30	「9 透析装置等の転送防止策」にアンカーボルト等追記
		P.31	「12 要配慮者・避難行動要支援者への支援」について、患者情報の収集について追記
		P.32	「14 腹膜透析 (PD)患者への対応」について記載の修正
		P.34	コラム「東京都内における災害時の透析看護師の役割」を追記
	II 災害時の透析医療機関むけ活動マニュアル	P.38	「(5) 災害時透析医療ネットワークへの連絡」について、東京都透析医会発足に伴う記載修正
		P.39	「図9 災害時の診療可能状況等の把握体制」の修正
		P.40	「3 - (1) 透析可能な場合」について、ネットワークへの報告内容やかかりつけ患者への連絡内容の記載修正
		P.40	「3 - (2) 透析が不可能な場合」について、東京都透析医会発足に伴う連絡体制の記載修正
		P.41	「3 - (3) 医薬品等の補給」について、一部記載修正
		P.41	「3 - (4) 電気、水、燃料等の備え・供給停止時の対応」について、一部記載修正
		P.42	「3 - (5) 従事者への配慮」中、JHATの記載追記
	III 支援透析患者受入マニュアル	P.43	「支援透析患者受入マニュアル」にタイトル修正し、リード文の記載追記
		P.43	「1 支援透析患者受入に向けた連絡調整」について、記載修正
		P.43	「2 支援透析患者の受入体制の整備」について、備蓄状況の記載修正
		P.43~44	「3 支援患者の受入れ」について、患者情報の収集やネットワーク等連絡体制の記載修正

項目		頁	主な改訂ポイント
第 3 章  透 析 患 者 用 マ ニ ュ ア ル	Ⅰ 災害に対する心得・対応	P.47	災害時の透析医療ネットワークについて、東京都透析医会発足に伴う追記
		P.49	「1 - (8) 家族との意思疎通」について、一部修正
		P.50	「2 - (1) 安全性の確保」について、一部修正
		P.51	「異常の早期発見について」、5及び7の記載修正
	Ⅱ 腹膜透析 (PD) を受けているかたの留意点	P.52	「1 日頃からの準備」について、連絡先の確認や持ち出し用品についての記載修正
		P.53	「4 避難したとき」について、医療機関との連絡、持ち出し用品、避難先での食事の管理等の記載修正
	Ⅲ 災害時の食事と薬の管理	P.56~57	栄養量、栄養成分表の修正
		P.57	「2 薬の管理」について、記載修正